

論 文

文化の恣意的な構築過程を学ぶ
小学校社会科第6学年国際理解学習単元の開発
—ユネスコ無形文化遺産 (ICH) 「和食」の教材化を通して—

松井克行

(西九州大学子ども学部子ども学科)

(令和5年1月27日受理)

**Development of the Elementary School Social Studies International Understanding
Learning Unit of the 6th Grade to Learn the Process of Arbitrary Construction of Culture
: by Producing Materials to Use the UNESCO Intangible Cultural Heritage**

Katsuyuki MATSUI

(Department of Children's Studies, Faculty of Children's, Nishikyushu University)

(Accepted January 27, 2023)

Abstract

In this research, the author developed the international understanding and learning unit of social studies in the sixth grade in elementary school. To overcome the problems of the essentialism and fixed nature of cultural learning in elementary school social studies and to embody constructivist and variable cultural learning, the author developed a unit for learning international understanding in the 6th grade using the UNESCO Intangible Cultural Heritage “Washoku, traditional dietary cultures of the Japanese, notably for the celebration of New Year”.

Key word : Elementary School 小学校教育
Social Studies 社会科教育
International Understanding Learning 国際理解学習
Process of Arbitrary Construction of Culture 文化の恣意的な構築過程

1. はじめに

2017（平成29）年告示の小学校社会科学学習指導要領では、第6学年の歴史学習で、「例えば、国宝、重要文化財に指定されているものや、世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること」と規定し、各時期の歴史学習に付随し、日本にあるユネスコ世界文化遺産等の学習を指示している。だが聖徳太子と法隆寺のように先人の業績と文化遺産を関連付ける学習に留まり、文化遺産や文化の特質の学習には至らない¹。他方、文化学習では、第6学年の国際理解学習では、「異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切である」ことを学習するために「我が国とつながりが深い国から数か国を取り上げ」、「児童が1か国を選択して調べる」学習を規定し、「外国の人々の生活の様子などに着目して、日本の文化や習慣との違いを捉え」させようとしている。しかし、世界文化遺産学習と同様、肝心の文化の特質の学習が全く想定されていない。その結果、「〇〇国は△△文化である」のように国ごとに異なる文化が実在するような学習が展開され、文化は客観的に実在するという本質主義的かつ一面的な社会認識に留めてしまう危険性がある。さらにステレオタイプの認識から偏見を助長する恐れもあり、その刷新が必要である。

他方、国際理解教育の分野では、従前より文化を構築主義的に、固定的ではなく可変的に捉えることの重要性が指摘されている。文化を構築主義的に捉えるとは、文化を所与の実態としてではなく、特定の歴史や社会状況における構築物として捉える考え方である。これまでの文化を所与の実態として固定的な均質性をもつものとして捉える本質主義的な文化の見方から脱却し、誰によって文化が構築され、何のために語られてきたのかという、文化の言説が問題とされる。また、構築される文化は、論理的な必然性はなく、状況や構築過程に依存し、恣意性をともなう。文化を固定的ではなく可変的に捉えるということは、文化を所与の実態として固定的に捉えることではなく、常に変化しうるものとして捉えることである²。

上記の小学校社会科学国際理解学習の課題に対し、近年、2つの解決策が提唱されている。第1が永田成文（2017）であり、本質主義的な「文化」理解の下で、これまでの小学校社会科学国際理解学習が、衣

食住などの目に見える「表層文化」の学習に留まることを課題とし、さらに行動文化や精神文化としての「深層文化」（例：食事のマナー）の学習を付加することにより、相互の文化を尊重する態度を育てようとする³。但し、本質主義的な「文化」理解に構築主義的に文化を捉えない点に課題がある。

これに対し、第2が、田中伸（2008）であり、構築主義的な文化の捉え方に基づく小学校社会科学学習の先駆的な授業モデルを提示した。但し、文化の構築過程の学習教材例として、大量虐殺を描いた映画「ホテルルワンダ」を提案する点や⁴、唐突に「皆で世界に1つしかない文化を作ってみましょう」という学習活動を設定する点で、現実の授業実践が困難な点に課題がある⁵。

両者の折衷的なアプローチとして、松岡靖（2017）は、文化学習における文化の内容について、エドワード・タイラー（1871）の著名な本質主義的な文化概念の古典的定義である「知識、信仰、芸術・技術、法律、道徳、その他あらゆる能力や習慣を含む複合的総体⁶」を引用しつつも、学習対象としての文化の内容が恣意的になる危険性を指摘し、「取り上げた文化の現象面だけでなく、その社会的背景を追究する学習がなされなければならない。…略…そうしなければ、子どもたちは表面的に文化を捉えてしまい、ステレオタイプの文化をレッテル化してしまうといった危険性を常に孕むことになる」と、古典的定義の限界を指摘している⁷。その点に、本質主義的でなく構築主義的な文化の捉え方の萌芽が垣間見える。但し、松岡は、文化の構築過程の学習ではなく、その社会的背景の学習を指向する点で「深層文化」の学習を付加する永田に近いアプローチを採用している。その結果、肝心の文化の構築過程の学習を欠くため、文化は客観的に実在するという文化本質主義の呪縛から解き放たれていない。そこで本研究は、世界各国の文化を学習する小学校第6学年から構築主義的な文化学習を始めることを提案する。その意味では、田中の所説に賛成である。しかし、米国の研究に基づく田中の提案は、実現可能性に課題がある。本研究は、その克服を目的としている。

松岡が提案する文化学習は、小学校第6学年単元「世界文化遺産（宮島とモンサンミッシェル）」（モン・サン・ミッシェルの表記が一般的）の授業開発に結実されている。同単元は、持続可能な社会構築に向けての価値形成を図る社会科学文化学習として、観光地の立地条件から「持続性」を追究している。す

なわち、単一の世界文化遺産そのものの表面的で無批判的な認識に留めず、「日仏の世界文化遺産を観光地の仕組みといった枠組みの中で読み解く」点で、その社会的背景を追究する学習例を示した。但し、複数の事例の比較学習を通して、社会的背景にある相互の類似点や相違点を認識できる点で、観光地の立地条件の学習は地理学習として優れた実践例だが、文化の恣意性を明らかにする文化学習には至っていない。「宮島」も「モンサンミッシェル」も、当事国の関係者の誘致活動により世界文化遺産の候補に選定されユネスコの認定を受けたのだが、選定過程を問わず、世界文化遺産を既定の事実として無批判的に扱っている。すなわち、①「文化は私たちが作りだした意味的な枠組みにすぎない」という恣意性を気付かせない点、②文化の内容自体の可変性を気付かせない点に文化学習としての課題を指摘できる⁸。特に②に関し、世界文化遺産は、本来的に不変性が要求されるため、文化の可変性の学習には限界がある⁹。

ユネスコ世界文化遺産に対し、本稿で着目するユネスコ無形文化遺産（以下、ICHと表現する）とは、「慣習、描写、表現、知識及び技術並びに、それらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう」（2003年、第32回ユネスコ総会）。世界文化遺産・自然遺産が、建築物、山などの有形の文化財や自然環境の保護と継承を目的とするのに対し、ICHは、民族文化財、フォークロア、口承伝統などの無形物を対象としている。このように対象が有形ではなく無形であることは、文化が有形のみならず無形物を含む点で、有形物に限定され、不変性を要求される世界文化遺産より文化概念の学習に有益と考えられる。さらに、ユネスコ世界文化遺産等とICHの重要な相違点は、後者が、現地調査が無く書類審査のみで登録審査が行われる点である¹⁰。ICHの内容は言語により構築されるのである。

そこで本研究では、本質主義的で固定的な小学校社会科文化学習の課題を克服し、構築主義的で可変的な文化学習を具体化するため、ICHの教材化を通して第6学年国際理解学習の単元を開発する。

2. 文化の恣意的な構築過程を学ぶ 小学校社会科国際理解学習単元の開発視点

本稿では、ICHのうち、「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」（2013年）の登録をめぐる日本政府の戦略構築過程を学習内容の中心に据える。その理由は、日本のICHのうち、文化の恣意的な構築過程が最も顕在化されており、それを裏付ける資料も豊富だからである¹¹。また、食文化を扱う点で、児童の興味関心も喚起しやすい。資料では、農林水産省（2011）、江原絢子（2015）、上中修（2019）が、ICH登録の申請過程を端的にまとめている。さらに当事者の熊村功夫（2015）の貴重な証言もある。以下、主にこれら上記の資料を参照しながらICH登録に至る「和食」文化の構築過程を説明する。

ICHは、「無形文化遺産の保護に関する条約」（2003年採択）に基づき、政府間委員会が設置する評価機関（世界各地域から選出の専門家6名とNGO6団体で構成）が、各国が申請した提案書を審査し、結果を報告する。ICHへの登録には、条約の第2条の定義を満たす必要がある。第2条第1項はICHを「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」とし、「世代から世代へと伝承され」かつ「絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するもの¹²」と規定している。特に、このICHの定義は、厳格で恣意的な文化の枠組みを示している。各国の文化保護の専門家によれば、「カラオケバー」や「ラップ音楽」はICHとなりうるが、「ビデオゲーム」「ポップス音楽」「マクドナルドのレシピ」は絶対にICHに登録できない。「社会、集団及び場合によっては個人」という文化の担い手は、特定の社会に限定されるからである。逆に、特定の社会に限定されず、グローバルで普遍的な性格を持つとICHには認められない¹³。従って、例えば、「和食－世界に広がる寿司－」等で申請しても登録されない可能性が高い。つまり「和食」の内容をICHの定義に合うように構築するための戦略が、登録のために必要となる。その過程が「恣意的に文化を創り出す過程」である。

さらに、第2条2項は、ICHの5分野を示す。

(a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む）、(b) 芸能、(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習、(e) 伝統工芸技術である。「食文化」は、(c) に含まれる。「食文化」のICH登録は、2010年の「フランスの美食術」、「地中海料理」、「メキシコの伝統料理」が最初で、翌2011年に「トルコのケシケキ（麦粥）」が登録された。折しも同年3月に東日本大震災が起き、これを端緒に日本政府は「和食」のICH申請を決意。同年7月に農林水産省主催の「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」（以下、「検討会」と表現する）が設置。11月までの4回の会合で検討が行われた。

上中（2019）は、慣例として、「文化財保護法」に基づく重要無形文化財に指定されたものから順に申請していたものを「超法規的」に無視し、順番を抜かしてまで「和食」の登録を急いだ背景を次の3点にまとめている。①食の外食化、洋食化による日本料理の位置の総体的な低下、②食の外食化、洋食化が日本人の栄養の偏り、食習慣の乱れにつながり不健康の原因になること、③最大の要因が、東日本大震災による農作物等の風評被害や日本料理食材に対する信頼関係回復である¹⁴。

「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」（以下、検討会と表現する）の全4回の詳細な議事録が公開されているので¹⁵、以下、その概略を先行研究や議事録を基に示す。

第1回検討会（2011年7月）では、多様な「日本食文化」のICH登録には、申請書への「簡潔な文字化」が必要であり、そのための内容の絞り込みと選定の重要性が話し合われた。参考事例として、メキシコ料理、地中海料理、フランス料理の登録内容が検討された。その中で「日本食文化」を、底辺にある家庭料理の「和食」から頂点の「会席料理」まで包括的に捉え、さらに健康や食器を含めた美しさ、うまみ、周辺としてのお茶、酒の文化を付加したイメージを具体化する方向性が確認された。第2回検討会（同年8月）では、「会席料理を中心とした伝統を持つ特色ある独特の日本料理」という原案が提示された。第3回検討会（同年9月）では、フランス料理（「フランスの美食術（ガストロノミー）」）の現地調査報告が行われ、ICH登録のためには、一部エリートだけではなく、広く一般大衆に開かれ、保護すべき内容にすべきこと等が確認された。それゆえ会席料理を名称に用いることへの懸念を示す意

見も見られた。第4回検討会（同年10月）で、内容が大修正された。理由は、日本と同様にICH登録を目指していた「韓国の宮廷料理」が、後継者による再生産や、広範なコミュニティの参加の点を疑問視され、評価機関から「情報照会」という保留勧告を11月に受けるという情報を入手したからである。

〔直ちに韓国は、「宮廷料理」から「キムジャン、キムチ文化と分かち合い」（キムジャン：晩秋に行われるキムチ漬けの風習）に変更し、日本と同じ2013年にICHに登録された¹⁶〕。

締約国から提出された提案書は、政府間委員会が設置した評価機関が、運用指示書に定められた登録基準に従って事前審査を行い、政府間委員会に審査結果を勧告する¹⁷。勧告は以下の3通りがある¹⁸。

- (1) 「記載（inscribe）」：代表一覧表に登録することがふさわしい。
- (2) 「情報照会（refer）」：締約国に追加情報を求める。
- (3) 「不記載（not to inscribe）」：登録にふさわしくない（筆者補足：4年間再申請不可）。この勧告を踏まえ、政府間委員会が登録の可否を決定する。

韓国の「宮廷料理」の申請見送りの連絡を受け、日本は、「会席料理」からの戦略変更を余儀なくされた。そこで「和食：日本人の伝統的な食文化」への内容変更が了承された。

次に、副題の「－正月を例として－」の付加の経緯について。これは検討会会長の熊倉功夫の独断による。2012年3月、ユネスコへの提案書送付時には副題は無かったが、送付後に「抽象的な部分に分かりにくい」、「特化したほうが説明しやすい」とユネスコ関係者から示唆を受け、「正月行事に特化しよう」と「私と担当者ででっち上げ」、「中身は変わらないのですが、映像資料のほうはそちら側へ、それから副題も、正月行事を中心にして、ということをつけました。そういうことで少しインチキもあるのですけれども、そういうことで提案しました¹⁹」と、氏は述べている。検討会の解散後に独断で副題をつけ、分かりやすくするための工夫を施したため、「でっち上げ」、「少しインチキ」と表現している。それは書面審査と10分間の映像資料を併せて評価機関の各委員に印象付けるための戦略である²⁰。こうして「日本食文化」は、副題の付加によりICHの5つの登録基準を全て満たされていると判断され²¹、ICHに登録されたのである²²。

単元「ユネスコ無形文化遺産『和食』のなぞ」は、小学校第6学年社会科において、「文化は私たちが作りだした恣意的な枠組みにすぎない」と「文化の内容は可変的である」ことを学習するために開発した。国際理解学習の領域としたのは、フランス、地中海諸国、韓国等の食文化を、ICHの比較を通して学習できるからである。結果として、各国の食文化の内容も、「私たちが作りだした恣意的な枠組みにすぎない」ことに気づかせることを企図している。単元構成の視点は、「文化の構築過程」の認識であり、前述の「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」（2013年）の登録申請過程の分析を通して、文化の構築過程と、内容の恣意性に気付かせることであり、さらに他国の事例の比較検討により、その一般化を図ることにある。それゆえ単元構成原理を、以下のように設定した。

表1. 「ICH学習」の単元構成原理（筆者作成）

| | |
|------|--|
| 第1段階 | 文化の恣意的な枠組みの提示と、当該文化の内容の恣意性の認識。 |
| 第2段階 | 当該文化の構築過程（恣意的で可変的な文化が創られる過程）の認識。 |
| 第3段階 | 他事例における文化の恣意的な枠組みの提示と、その文化の内容の恣意性認識。さらに、その文化の構築過程（恣意的で可変的な文化が創られる過程）の認識（概念の一般化）。 |

第1段階では、学習課題として、文化の恣意的な枠組みを提示し、文化の枠組みが人々により創出されたことを認識させる。第2段階では、文化の枠組みの構築過程（恣意的で可変的な文化が創られる過程）を認識させる。これら2つの段階の学習を通して児童は、恣意的で可変的な文化の特徴を理解する。第3段階では、他文化における同様の事例を確認することにより、文化が恣意的で可変的な性質を有することの一般化を図る。

3. 文化の恣意的な構築過程を学ぶ 小学校社会科国際理解学習単元の開発

- (1) 単元名：ユネスコ無形文化遺産「和食」のなぞ（第6学年）
- (2) 単元目標
 - ①文化とは、客観的かつ固定的なものではなく、恣意的かつ可変的で、人々により創出された枠組みにすぎないことを認識する。【知識・技能】
 - ②ICH「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」や各国の「食文化」に関するICHの選定過程や内容の学習を通して、ICHの内容が、恣意的に人々により創出されたものであり、可変的であることを認識する。【知識・技能】
 - ③各国の「食文化」に関するICHの比較の学習を通して、日本の「食文化」との異同を捉え、各国の「食文化」の特徴を表現する。【思考・判断・表現】
 - ④各国の食文化が、ICHの記述内容を超えた文化的多様性があることや、各国の食文化が可変的で、ICHに規定されていないグローバルな食文化の影響や、世界各国の食文化の相互影響を捉え、表現する。【思考・判断・表現】
 - ⑤各国の「食文化」について、意欲的に調査学習に取り組む。【主体的に学習に取り組む態度】
- (3) 単元指導計画（全11時間）

| | |
|------|--|
| 第1段階 | 第1時：「和食」と「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」の違いは？（学習課題の提示）：一般的な「和食」概念とは異なるICHの恣意的な枠組みの提示 |
| 第2段階 | 第2時：ユネスコ無形文化遺産とは？ 第3時～第5時：ユネスコ「無形文化遺産」に「和食」が認められるまで）：恣意的で可変的な文化の構築過程の学習 |
| 第3段階 | 第6時～第8時「他国の食文化に関する調査学習」（児童各自が調査国を選択） 第9時～第11時：「他国の食文化に関する調査学習」の発表会：概念の一般化 |

(4) 各時の概要（単元指導計画）（Tは教員の発問、Pは児童の想定回答を意味する）（筆者作成）

| 時 | 学習内容、主な問い、教材 | 獲得される知識、児童の応答 | 評価 |
|---|---|--|-------|
| 1 | T：「和食」とICH「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」の違いは？（後者がより狭義であることに気づかせる。） | P：「和食」のごく一部分が、「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」だと思ふ。 | 知識・技能 |

| | | | |
|---|--|--|-----------------|
| | <p>・教材：ユネスコへの提案書²³（抜粋），正月の「和食」とそれ以外の「和食」の写真（例：寿司，カレーライス，餡パン，ラーメンなど多様な「和食」を示す。）</p> <p>T：なぜ「和食」ではなく「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」という名称なのか？</p> <p>T：お正月の「和食」には何がある？（「和食」の内容の変化への気づき）</p> <p>T：ユネスコへの提案書には，以下のように書いてあるよ。どう思う？「正月における『和食』は地域ごとに多様性に富み，各地の歴史的・地理的特徴を表している。新年の神を迎えるため，餅つきをしたり，それぞれ象徴的な意味を持つ，地域で採れる新鮮な食材を用いて美しく盛り付けられたおせちと呼ばれる特別料理や雑煮，屠蘇を準備したりする。これらの料理は特別な器に盛られ，家族や参加者が共に食することにより，健康を増進したり社会的結びつきを強めたりする。これは，年長者が子供にこの社会的慣習が持つ意味を教える機会ともなっている。」</p> | <p>P：お正月の「和食」の内容が，他国の人々にとって分かりやすいから。</p> <p>P：現在は，おとそ，お雑煮，ぜんざい等。でも，お雑煮を食べない家も多い²⁴。</p> <p>P：ひと昔前の，お正月の「和食」みたい。でも，こういう伝統は大事に残したいと大人は思うのかな。</p> <p>P：おせちを食べる人も減っていると思う。</p> <p>P：おせちを家で作らずにネットなどで買う人も増えたと思う。そうすると，おせちの内容も似通ってくるよ。</p> | <p>思考・判断・表現</p> |
| 2 | <p>T：ユネスコ世界文化遺産，世界自然遺産と，ICHの違いは？（ICHが無形物で，本質的に可変的だが，特定の対象を認定する点で恣意性が避けられない点に気づかせる。）</p> <p>・日本や世界のユネスコ世界文化遺産やICHの具体例をスライド資料で示し答えを促す。</p> | <p>P：形の有無。踊る人，唄う人，料理を食べる人等がICHを創り出している。</p> <p>踊り，唄，食事の内容はずっと同じではない。変化していく。その中でICHが認定される。</p> | <p>思考・判断・表現</p> |
| 3 | <p>T：「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」（2013年）を例に，ICHの選定過程を学習しよう（検討会議事録を教材化）。</p> <p>T：長いタイトルは，ICHに認められるまでの苦労を示している。</p> <p>T：そもそも，なぜ，2011年に「和食」をICHに登録するプロジェクトが開始したのだろうか？（背景に，福島第一原子力発電所の事故の影響による風評被害の払拭の意図があったことに気付かせたい）。</p> <p>T：2011年に日本で起きた，未曾有の自然災害は何だったか？（日本の「自然災害」に対する防災学習は5年で既習）</p> <p>T：東日本大震災以降，日本の食物の輸出が激減した時期があった。なぜ減ったのだろうか？</p> <p>T：では，なぜ，2011年に「和食」をICHに登録するプロジェクトが開始したのだろうか？</p> | <p>P：長いタイトル。なぜ「和食」だけではだめなのか？</p> <p>P：なぜ副題「－正月を例として－」をつけたのがよかったのか？</p> <p>P：わからない。</p> <p>P：東日本大震災。</p> <p>P：福島第一原子力発電所の事故の影響で，日本の食物は危険という風評被害が広がった。</p> <p>P：日本の食物は，安全でおいしいというPRをするため。</p> | <p>思考・判断・表現</p> |
| 4 | <p>T：そうだね。さらに他の理由も考えられるよ。すでに，地中海沿岸諸国（2010年。2013年にポルトガル等が追加），フランス（2010年），メキシコ（2010年），トルコ（2011年）等で食文化がICHに登録された。韓国も宮廷料理をICHに登録する活動を開始した。このような他国の動向を知った日本政府の人たちはどう思うだろうか？</p> <p>T：「和食」のICHは，苦労の連続だった。</p> <p>T：ICHの内容を申請書に書く必要がある。文字数に制限がある。また，登録基準をクリアしなければならない。</p> <p>T：登録規準には，後継者がいるか，広く社会の人々の参加があるか等の5項目がある。</p> | <p>P：日本には他国に負けない和食の文化があるから，日本もICHに登録するプロジェクトを開始した。</p> <p>P：なぜ，そんなに難しかったの？</p> <p>P：どうすればICHに認定・登録されるのか？</p> <p>P：登録基準とは？</p> | <p>思考・判断・表現</p> |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>T：なぜ韓国宮廷料理が、ICH に認定・登録されなかったのか？</p> | <p>P：宮廷料理だから、一部の高貴な人々のものという印象を与えてしまった。</p> | |
| <p>T：フランス料理を ICH に認定・登録されるため、どんな工夫をしたか？</p> | <p>P：一部の人々だけの高級料理では ICH に認定されないの、「フランスの美食」という、全国民が参加する、人生の大切な行事を祝う習慣に内容を変えた。</p> | |
| <p>5 T：どうすれば「和食」が ICH に認定されるか？ 最初は「会席」という高級コース料理を日本独自の食習慣として提案しようとした。「会席」という高級コース料理だったら ICH に認定されたらどうか？</p> | <p>P：韓国宮廷料理が認められなかったから「会席」ではだめだったと思う。広く社会で食べられているような「和食」がよい。</p> | 思考・判断・表現 |
| <p>T：では、どんな「和食」にする？</p> <p>T：世界的に有名だと、かえって独自性を欠き、ICH に登録されない。</p> | <p>P：カレーライス、ラーメン、カップラーメン、寿司等が世界的に有名。</p> <p>P：条件がむずかしすぎる。</p> | |
| <p>T：「和食：日本人の伝統的な食文化」としてユネスコに提案書を送った後に、どうしたか？ それはなぜか？</p> | <p>P：さらに「－正月を例として－」の副題を追加した。日本各地で広く実施されており、かつ独自性を強調できる習慣だから。</p> | |
| <p>T：「和食」を ICH に認定されるには、どんな工夫や努力が必要か？</p> | <p>P：審査する外国の方が理解しやすいものを「和食」として PR する。</p> | |
| <p>T：2013年に ICH に登録された「－正月を例として－」以外にどんな「和食」があるだろうか？</p> | <p>P：ひなあられ、桜餅、ちまき、和菓子、納豆、だし、醤油…。</p> | |
| <p>T：ちなみに2023年1月現在、「伝統的酒造り：日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術」を、ユネスコに提案中だ。</p> | <p>P：なぜ日本酒なのか？味噌や醤油も日本の伝統的なこうじ菌を使っているのに。</p> | |
| <p>T：最近、農業生産物の輸出を政府が奨めていることと関係あるかも。</p> <p>T：学習を通して分かった ICH に登録された食文化の特徴は？</p> | <p>P：外国人に説明しやすい食文化を構築し ICH に登録している。</p> | |
| <p>T：ICH に登録された食文化は、日本の全ての食文を表しているだろうか？</p> | <p>P：否。日本の食文化の一部だけが認定された。</p> | |
| <p>T：ICH の学習から分かった文化の特徴は何か？</p> | <p>P：文化は人々によって創られたもの。例えば、「和食」は、ICH に登録されるように、政府の関係者が、必死に内容を創りあげて、書類に書いたもの。</p> | |
| | <p>「正月の和食」の内容も年々変化するので文化の内容は常に変化している。</p> | |
| | <p>これが「文化」という明確な内容はない。例えば日本人の一人一人で、「和食」の内容も、少しずつ違ってくる。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 6 7 8 | T：ICH に登録された他国の食文化について調べよう。日本の「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」のように、その国の一部の食文化が選ばれているか？ | P：ICH に選ばれた、日本とつながりが深い他国の食文化の調査学習（児童各自が、韓国、フランス、地中海沿岸諸国、トルコ、メキシコ等の国を選択する）。 | 主体的に学習に取り組む態度 |
| ・韓国が、宮廷料理から「キムジャン、キムチ文化と分かち合い」（キムジャン＝晩秋に行われるキムチ漬けの風習）の登録活動に切り替え、日本と同じ2013年に ICH に登録されたこと等を伝える。 | | ・各国の ICH の食文化の内容が、日本と同様、恣意的に構築されていることに気づかせる。 | |
| 9 | T：ICH に登録された数か国の食文化の特徴は？ | ・教員は参考資料を用意する等の支援を行なう。 | 思考・ |
| 10 | ・「他国の食文化に関する調査」の発表会。 | P：日本と同様、多様な食文化の一部で外国人に理解されやすいものだけが、ICH に登録されている。また、食文化の内容は年々、変化している。 | 判断・ |
| 11 | 例：フランスの食文化では、「フランスの美食術（ガストロノミー）」（2010年）と「バゲットパンの職人技と文化」（2022年）が ICH に登録されている。前者は、誕生、結婚式、誕生日、記念日など、個人や集団生活の中で重要な瞬間を祝うための社会的慣習であり、少なくとも4つの連続したコース、すなわち前菜、魚（と・または）肉と野菜、チーズ、デザートを含む必要があるとされている。それ以外のフランス料理は全く含まれていない。多くのフランス人が毎日、コース料理を食べる訳ではない。また、料理の内容も不変ではなく変化し続けている。 | P：日本と同様、多様な食文化の一部で外国人に理解されやすいものだけが、ICH に登録されている。また、食文化の内容は年々、変化している。 | 表現 |
| | 後者は、4つの材料（小麦粉、水、塩、パン種および／または酵母）のみで作られるフランスで最も人気の高いパンとバゲット作りに取り組む職人技など。他の種類のパンとは異なる消費の様式と社会的慣習を含む。でもフランスで代表的な朝食のパンのクロワッサン等は含まれない。 T：各国の食文化の ICH の特徴は？ | P：各国が、自国の特定の食を、その国らしさを示す食文化として取り上げ、その内容を外国人にも理解できるように詳しく説明している。 | |

4. おわりに

本小稿では、本質的ではなく構築主義的な文化概念を認識させる新たな、そして容易に実践可能な小学校社会科「文化学習」の単元開発例を示した。特に教材として、ICH のうち、日本と各国の食文化に関する事例を取り上げることの有効性を示した。

具体的には、まず日本の「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」の ICH への登録申請過程の学習を通して、当初の「和食」の意味内容からの恣意的な変容過程を学習する。政府関係者によって「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」の言説が構築されていくのである。政府の検討会資料を教材化することにより、その過程を分かりやすく顕在化（見える化）させたのである。さらに、韓国、フランス、地中海沿岸諸国、トルコ、メキシコ等の食文化のうち ICH に登録された料理内容についての比較学習を通して、それぞれの食文化の内容が、ICH の登録基準に合うように、各国の関係者によって恣意的に創り出されたことに気付かせるのである。また、登録された内容で固定されるようなものではなく、年々、変化する可変的な性質を持つことを理解することができる。

今後の課題は、実践化に向けた内容の改善と実践試行、実践試行を踏まえた、さらなる内容の改善で

ある。なお授業時間数の確保のため、「総合的な学習の時間」において社会科の学習と関連付けながら同時並行的に実施するのが現実的である²⁵。

註

- 1 小学校社会科歴史学習におけるユネスコ世界文化遺産の学習を、「国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産についての理解が目的で、その手段として位置づいている」点を課題として指摘する先行研究例として、金野誠志「社会系教科において世界文化遺産を取り上げる意義－シンガポールの小学校社会科教科書の記述に着目して－」鳴門教育大学大学院『社会認識教育学研究』第32巻、2017年、pp.19-28。
- 2 中山京子「本質主義／構築主義」、小林亮「文化変容／同化」、森茂岳雄「文化／文化的多様性」、「ハイブリディティ（異種混淆）」日本国際理解教育学会編著『現代国際理解教育事典[改訂新版]』明石書店、2022年。
- 3 永田成文「相互の文化を尊重する態度を育てる小学校社会科異文化理解学習－日本と中国の箸食文化に着目して－」三重大学国際交流センター『三重大学国際交流センター紀要』第12号、

- 2017年, pp. 1-16。
- 4 高校公民科で、人間の生死の切実性を踏まえて人種・民族問題を考察させるために映画「ホテルルワンダ」を用いた以下の実践報告(論文)がある。しかし小学校で、同映画を用いるのは内容が過激すぎるため困難と解される。唐木清志・渥美利文『『現代社会の諸課題をとらえる枠組み』に基づく公民科授業づくりの方策—『ルワンダ内戦』から人種・民族問題を考える』の授業分析を通して』日本公民教育学会『公民教育研究』第23号, 2015年, pp. 1-16。
 - 5 田中伸「小学校社会科文化学習の改善—知識を受容する学習から意味を解釈する学習へ—」兵庫教育大学『兵庫教育大学研究紀要』, 第33巻, 2008年 pp. 173-183。
 - 6 奥野克巳「人間の社会性と文化」内堀基光・奥野克巳『文化人類学』放送大学教材, 2014年, p. 33より引用。原文は, Tylor, E.B., 1871, *Primitive Culture*, London: J.Murray.
 - 7 松岡靖「ESD 的価値形成を意図した社会科『文化学習』の授業開発—小学校第6学年単元『世界文化遺産(宮島とモンサンミッシェル)の秘密』の場合—」中村哲編著『文化を基軸とする社会系教育の構築』風間書房, 2017年, pp. 136-151。
 - 8 松岡自身は、これを自覚し、「モンサンミッシェル」が当初修道院であったものが要塞、監獄、再び修道院というように役割を変えたことへの言及が見られるが、単元構成としては捨象されており、児童に、このような認識の習得を保証していない。松岡, 前掲論文, p. 143。
 - 9 淡野は、小学校社会科の各学年でのユネスコ世界文化遺産等の学習を提案しているが、論文中で各遺産の普遍的価値を損なうような変化が危機遺産となること等を指摘している。これは危機遺産が、文化の可変性を示す教材として有効であることを示している。
淡野明彦「小学校社会科学習における世界遺産の教材化」奈良教育大学『奈良教育大学紀要 人文・社会科学』第55巻 第1号, 2006年, pp. 101-111。
 - 10 岩崎まさみ「無形文化遺産を語る人たち」飯田卓編『文化遺産と生きる』臨川書店, 2017年, pp. 46-47。
 - 11 もちろん他の ICH についても文化の恣意的な構築過程を学習できる。例えば, 2022年11月, お囃子に合わせて踊る日本の民俗芸能「風流踊^{ふりゅうおどり}」(24都府県41件の伝統行事)が, 2009年登録の「チャッキラコ」(神奈川県)の拡張として, 新たに ICH への登録がユネスコの政府間委員会で決定されたが, 佐賀県・長崎県は「風流踊」が全国で最も盛んな地域の1つで, 「浮立」(ふりゅう・ふうりゅう)の名称で400件以上が存続しているにも関わらず, 全く ICH に選ばれなかった。「浮立」には「神や人の心が浮き立つ」意味があると言われている。佐賀・長崎県のうち旧佐賀藩領の農村地帯を中心に分布し, 雨乞いや収穫への感謝を込めて地元の神社に奉納されてきた。このうち長崎県の「大村の沖田踊・黒丸踊」, 「平戸のジャンガラ」, 「対馬の盆踊」の3件のみが「風流踊」に選出された。「浮立」と表記する芸能の全てが「風流踊」に選ばれなかった理由は, 推薦の前提となる国の重要無形民俗文化財に指定されていないためである。その背景には, あまりにも浮立の数が多いため, 全国各地の風流踊と比べて希少性がないこと, また指定対象として特定の浮立を絞りにくいという側面が指摘されている。
これに対し, 国の重要無形民俗文化財に指定されている佐賀市蓮池町の「見島のカセドリ」は, 「来訪神: 仮面・仮装の神々」として, 「男鹿のナマハゲ」等, 全国10件の「来訪神」行事の1つとして2018年に ICH に登録されている。このように, ICH は人為的かつ恣意的に構築されているのである。
読売新聞「佐賀・長崎の風流踊「浮立」…400件超が存続」2022年11月12日 (<https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20221111-OYTNT50254/>) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
文化遺産オンライン「風流踊」(https://bunka.nii.ac.jp/special_content/ilink5) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
 - 12 外務省「無形文化遺産の保護に関する条約」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_5_a.pdf) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
 - 13 国末憲人『ユネスコ「無形文化遺産」—生きている遺産を歩く』平凡社, 2012年, pp. 7-14。
 - 14 上中修「学校園における和食文化の保護と継承—『和食』のユネスコ無形文化遺産登録の申請過程の検証を通して」関西学院大学教育学会『教

- 育学論究』第11号, 2019年, p. 8を筆者が要約。江原絢子「ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化とその保護と継承」日本調理学会『日本調理科学会誌』Vol. 48, No. 4, 2015年, p. 321は, 本文の3つの要因のうち①と③を挙げている。
- 15 農林水産省大臣官房政策課「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」(https://www.maff.go.jp/j/study/syoku_vision/kentoukai.html) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
 - 16 産経ニュース「無形文化遺産『和食』のライバルは『キムチ』だった…『和食』はどうやってもうひとつの日韓戦を制したか」(<https://www.sankei.com/article/20140123-7YOMY4JEANJNXOVZK6LMLT45IY/3/>) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
 - 17 文化庁「無形文化遺産」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
 - 18 「ユネスコ無形文化遺産について」(令和5年1月現在) (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/pdf/93825901_02.pdf) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
 - 19 熊倉功夫「和食の魅力と世界無形文化遺産」愛知大学総合郷土研究所『愛知大学総合郷土研究所紀要』第60号, 2015年, pp. 127-128。
 - 20 ICHは登録基準が厳しい。10の基準の1つ以上を満たせばよいユネスコ世界文化遺産・自然遺産と異なり, 5つの基準を全て満たす必要がある。古田陽久『世界無形文化遺産データ・ブック-2021年版』シンクタンクせとうち総合研究機構, 2021年, p. 23。江原, 前掲論文, p. 320。
 - 21 申請国は, 申請書において, 代表一覧表への記載申請案件が, 次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。(a) 口承による伝統及び表現, (b) 芸能, (c) 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事, (d) 自然及び万物に関する知識及び, 慣習, (e) 伝統工芸技術
 2. 申請案件の記載が, 無形文化遺産の認知, 重要性に対する認識を確保し, 対話を誘発し, よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
 - 22 農林水産省仮訳「無形文化遺産の代表的な一覧表への記載についての提案書」(https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/ich/pdf/nf_wayakun.pdf) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
 - 23 「無形文化遺産の代表的な一覧表への記載についての提案書(農林水産省作成仮訳)」(https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/ich/pdf/nf_wayakun.pdf) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
 - 24 小学校社会科では, 各県の「お雑煮」の異同から, 多様な日本の「お雑煮」文化を学習できる教材がある。但し, 最近は, 「お雑煮」や「おせち料理」を作らない家庭も増えている。宇田川勝司「おもしろ比べ! 関東 vs 関西(第10回) 雑煮のお餅は丸餅それとも切り餅」明治図書『社会科教育』2014年1月号, 表紙, p. 6。
 - 25 「総合的な学習の時間」では, 「国際理解, 情報, 環境, 福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する課題」が, 各学校が設定すべき探究課題として例示されており, 社会科「国際理解」学習と並行して「総合的な学習の時間」の探究学習を実施することは十分可能である。
 3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
 4. 申請案件が, 関係する社会, 集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な, 事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
 5. 条約第11条および第12条に則り, 申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。
「ユネスコ無形文化遺産について」(令和5年1月現在) (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/pdf/93825901_02.pdf) 最終閲覧日: 2023年1月27日。
なお, 上記1では, (c)の社会的慣習として登録された。「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する「社会的慣習」として規定されたのである。
「和食: 日本人の伝統的な食文化」の内容 (https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/ich/pdf/naiyo_washoku.pdf) 最終閲覧日: 2023年1月27日。